

第 1 部
広島県の環境政策

このほか、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下など、気候変動及びその影響に適切に対応していくため、平成30年に「気候変動適応法」が成立し、令和5年4月に熱中症対策の更なる推進を図るため、同法が改正されました。同年5月には同法に基づく「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、熱中症による死亡者数（5年移動平均死亡者数）を現状から半減することを中期的な目標（2030年）として位置付けられるとともに、関係府省庁における対策の強化が盛り込まれました。

『循環型社会の推進』

国では、循環型社会の構築に向け、平成12年6月、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され、さらに、個別のリサイクルを進めるため、リサイクル関係各法^{※1}の制定・改正が行われてきました。令和3年6月には、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため「プラスチック資源循環促進法」が制定され、リサイクルを推進する体制が整備されています。

また、「廃棄物処理法」の改正により規制が強化されており、有害物質の対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「PCB廃棄物特別措置法」が制定されています。浄化槽については、単独浄化槽の転換と浄化槽の管理の向上のための「浄化槽法」の改正が行われています。

『地域環境の保全』

マイクロプラスチック^{※2}を含む海洋プラスチックごみが世界的な課題となっており、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が、日本の提案により採択されました。また、令和5年5月に開催されたG7広島サミットでは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の目標の10年前倒しとなる、「2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること」への合意が、首脳コミュニケの中で示されたところです。

その他、アスベスト対策及び事業者の自主的な公害防止の取組促進のための「大気汚染防止法」等の改正や、「水銀に関する水俣条約」の担保措置として「水銀汚染防止法」の制定及び「大気汚染防止法」の改正、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するための「水質汚濁防止法」の改正、機器廃棄時のフロン類の回収率向上のための「フロン排出抑制法」の改正、瀬戸内海などの閉鎖性海域を対象とした水質総量規制が実施されています。

『自然環境と生物多様性の保全』

生物多様性の保全については、損なわれた生態系や自然環境の回復を目的とした「自然再生推進法」、生物多様性の確保に寄与することが盛り込まれた「自然公園法」や「自然環境保全法」、外来種による生態系等の被害を防ぐための「外来生物法」、生物の多様性を守るための「生物多様性基本法」のほか、鳥獣の保護・管理を進め、生物多様性と生活環境などとの調和を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などが制定・改正されています。

『環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり』

持続可能な社会を構築するための基盤として、「環境教育等促進法」に基づき、従来の体験学習を中心とした環境教育に加え、幅広い実践的人材づくりへと発展させるための施策が行われています。

※1 リサイクル関係各法：容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）、小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

※2 マイクロプラスチック：一般に5mm以下の微細なプラスチック類。プラスチックごみが波や紫外線等の影響により小さくなることにより、あるいは洗顔料や歯磨き粉にスクラブ剤として使われてきたプラスチックの粒子や合成繊維の衣料の洗濯等によっても発生。

[illegible]

今、私たちがなすべきことは、私たちの社会を持続可能なものに変えていくことです。地球環境への負荷を減らし、電気、ガスなどのエネルギーの節約やごみの減量化・再資源化に取り組むなど、私たち一人ひとりのライフスタイルや事業活動のあり方を見直して、本県の優れた自然環境や生物多様性を保全し、次代に継承していく必要があります。

さらに、令和２年度には本県の環境政策の基盤となる「第５次環境基本計画」（Ｒ３～Ｒ７年度）、「第５次廃棄物処理計画」（Ｒ３～Ｒ７年度）及び「第３次地球温暖化防止地域計画」（Ｒ３～Ｒ１２年度）を策定、令和４年度には、「第３次地球温暖化防止地域計画」を一部改定（Ｒ５～Ｒ１２年度）したほか、地球温暖化対策については「みんなで挑戦 未来につながる ２０５０ ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」、海洋プラスチックごみ削減対策については「２０５０ 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」を表明するなど、県民・事業者・行政のすべての主体が協働して、環境基本計画の基本理念である「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」の実現に向けた、様々な取組を行っています。

「第5次環境基本計画」等各計画に基づいて、SDGsの考え方に基づく施策の推進、地球温暖化対策の推進及びプラスチックごみの海洋流出防止対策の3つの新たな視点・ポイントを考慮し、第4次環境基本計画の基本理念を継承しつつ、【ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進】、【循環型社会の実現】、【地域環境の保全】、【自然環境と生物多様性の保全】、【環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり】の5つの施策とともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に取り組むこととしています。

環境行政の変遷

年代	経済状況	時代のキーワード	環境問題の推移	国の環境行政の変遷					広島県の環境行政の変遷	【社会経済システム】
				環境保全	自然との共生	廃棄物・リサイクル	地球環境保全	有害化学物質等		
1965 (S40)	神武景気 岩戸景気 初全総 いざなぎ景気	経済的自立 完全雇用 所得倍増 公害問題	産業公害	公害対策基本法(S42)⇒廃止(H5) 大気汚染防止法(S43) 騒音規制法(S43) 水質汚濁防止法(S45) 公害罪法(S45) 公害紛争処理法(S45) 悪臭防止法(S46) 公害防止組織整備法(S46) 公害健康被害補償法(S48)	自然公園法(S32)	化製増法(S23)			県立自然公園条例(S34.10公布・S34.11施行)	大 量 生 産 ・ 大 量 消 費 ・ 大 量 廃 棄 型 社 会
	新全総 日本列島改道 第1次石油ショック	均衡ある日本建設 国民福祉の充実 環境庁発足 国際協定の推進				廃棄物処理法(H45) 海洋汚染防止法(H45)		PCB問題	公害防止条例(S44制定、S46全部改正)⇒廃止(H15) 公害紛争処理条例(S45.10公布・H45.11施行) 自然環境保全条例(S47.12公布・S48.4施行)	
1975 (S50)	3全総 第2次石油ショック 相次ぐ経済対策	安定成長への移行 国民生活の質的向上		振動規制法(S51)	瀬戸内海環境保全特別措置法(S53) 瀬戸内海環境保全基本計画(S53)	合税法(S50)	省エネルギー法(S54)		自然公園施設設置管理条例(S51.3公布・S51.4施行)	
1985 (S60)	ブラザ合意 4全総 消費税(3%)導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策	多極分散 豊かさ実感 安心できる社会 地球サミット	都市生活型公害	潮沼水質保全特措法(S59)		浄化槽法(S58)			自然海浜保全条例(S55.3公布・S55.5施行) 第1次水質総量削減計画(S55.3) 瀬戸内海環境保全県計画(S56.7) 化製増法施行条例(S59.6公布・S59.10施行)	意 識 シ ス テ ム 改 革
				自動車NOX特措法(H4)	野生生物種保存法(H4)	資源有効利用促進法(H3) 有害廃棄物輸出入規制法(H4)	オゾン層保護法(S63)		環境保全基金条例(H2.3公布・施行) みどり景観基金条例(H3.3公布・H3.4施行) ふるさと広島景観保全創造条例(H3.3公布・施行) 野生生物種保護条例(H6.3公布・H7.1施行) 環境審議会条例(H6.7公布・H6.8施行) 環境基本条例(H7.3公布・施行)	
1995 (H7)		阪神・淡路大震災 携帯電話普及 規制緩和 ナホカ号重油流出事故 温暖化防止京都会議 環境ホルモン		第1次環境基本計画(H6)		容器包装リサイクル法(H7)	酸性雨問題 京都議定書採択(H9) 地球温暖化対策推進法(H10)	破綻建築物のアスベスト問題 大気汚染防止法改正(H8) 有害大気汚染物質対策 ダイオキシン類対策 環境ホルモン調査 PRTR法(H11) ダイオキシン類対策特措法(H11)	不法投棄/ハトール・110番 第1次環境基本計画(H9.3) 海砂採取禁止(H10.2) 一般廃棄物広域処理計画(H10.7) 環境影響評価条例(H10.10公布・H11.6施行) びんごエコタウン構想(H12.3) 第1次地球温暖化対策実行計画(H12.3) 瀬戸内海環境保全・創造プラン(H13.3)	
2000 (H12)	消費税率5% 5全総 相次ぐ経済対策	世界人口60億人突破 中央省庁再編	地球環境問題	第2次環境基本計画(H12)	瀬戸内海環境保全基本計画改定(H12)	グリーン購入法(H12) 食品リサイクル法(H12) 建設リサイクル法(H12) 循環型社会形成推進基本法(H12) 自動車リサイクル法(H14)	フロム回収破壊法(H13) RPS法(H14)	PCB廃棄物特別措置法(H13)	びんごエコタウン実行計画(H14.3) 瀬戸内海環境保全県計画改定(H14.7) 産業廃棄物埋立税条例(H14.7公布・H15.4施行) 産業廃棄物抑制基金条例(H15.3公布・H15.4施行) 第2次環境基本計画(H15.3) 第1次廃棄物処理計画(H15.3) 生活環境保全条例(H15.10公布・施行) 地球温暖化防止地域計画(H16.3) RDF発電事業(福山リサイクル発電施設)操業開始(H16.4) 第2次地球温暖化対策実行計画(H17.3) 地域新エネルギービジョン(H17.3) 環境学習推進実施計画(H17.3) ひろしまの森づくり県民税条例(H18.12公布・H19.4施行) 第6次水質総量削減計画(H19.6) 産業廃棄物埋立税条例改正(H19.10公布・H20.3施行) 第2次廃棄物処理計画(H19.12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(H20.3) 瀬戸内海環境保全県計画改定(H20.6)	資源エネルギー循環・地球環境構想型社会
	物価下落継続 日本郵政公社発足	米国同時多発テロ 就職氷河期		土壌汚染対策法(H14) 環境保全活動・環境教育推進法(H15)(H23題名変更)	自然再生推進法(H14) 鳥獣保護法(H14、全部改正) 外来生物法(H16) 景観法(H16)		京都議定書発効(H17)	アスベスト問題 大気汚染防止法改正(H18)		
2005 (H17)	消費税率8%	少子高齢化 人口減少 G8北海道洞爺湖サミット リーマンショック		第3次環境基本計画(H18) 大気汚染防止法改正(H18)		食品リサイクル法改正(H19)	京都議定書第一約束期間(H20～24) 地球温暖化対策推進法改正(H20) 低炭素社会づくり行動計画(H20) 地球温暖化対策の中期目標発表(H21)		自然公園条例・自然環境保全法改正(H22.3) 第3次環境基本計画(H23.3) 第2次地球温暖化防止地域計画(H23.3) 第3次廃棄物処理計画(H23.3) 第7次水質総量削減計画(H24.2) 産業廃棄物埋立税条例改正(H24.10公布・H25.3施行) 生物多様性広島戦略(H25.3) 第4次環境基本計画(H28.3) 第4次廃棄物処理計画(H28.3) 瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画変更(H28.10) 第8次水質総量削減計画(H29.6) 産業廃棄物埋立税条例改正(H29.10公布・H30.4施行) 広島県災害廃棄物処理計画(H30.3) 第6次環境基本計画(R3.3) 第5次廃棄物処理計画(R3.3) 第3次地球温暖化防止地域計画(R3.3) 第9次水質総量削減計画(R4.10) 第3次地球温暖化防止地域計画(R3.3)(R5.3一部改定) 産業廃棄物埋立税条例改正(R4.10公布・R5.4施行)	
2010 (H22)	アベノミクス 消費税率8%	東日本大震災 福島第1原子力発電所事故	有害化学物質問題 地球温暖化問題 海洋プラスチックごみ問題	大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正(H22) 環境教育促進法(H23) 水質汚濁防止法改正(H23) 第4次環境基本計画(H24) PM2.5社会問題 水循環基本法(H26) 持続可能な開発のための2030アジェンダ(H27) 大気汚染防止法改正(H27) 土壌汚染対策法改正(H29) 第5次環境基本計画(H30)	自然公園法・自然環境保全法改正(H22) 環境影響評価法改正(H23) 放射線物質汚染対処特措法(H23) 小型家電リサイクル法(H24) 鳥獣保護管理法改正(H26) 瀬戸内海環境保全特別措置法改正(H27) 瀬戸内海環境保全基本計画改定(H27)		地球温暖化対策推進法改正(H25) フロム排出抑制法改正(H25)	大気汚染防止法改正(H25)		【今後の課題等】
2015 (H27)		GOP21(気候変動特報) G7伊勢志摩サミット G20大阪サミット (大阪ブルー・オーシャン・ビジョン)					パリ協定採択(H27) 地球温暖化対策推進法改正(H28)	水銀汚染防止法(H27) PCB廃棄物特別措置法改正(H28)		
2020 (R2)	消費税率10%	新型コロナウイルス感染症 G7広島サミット		大気汚染防止法改正(R2)	瀬戸内海環境保全特別措置法改正(R3) 瀬戸内海環境保全基本計画変更(R4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律改正(R6) 再資源化事業等高度化法(R6)	食品ロスの削減の推進に関する法律(R1) 浄化槽法の改正(R2) プラスチック資源循環法(R4) 第5次循環型社会形成推進基本計画策定(R6) 再資源化事業等高度化法(R6)	気候変動適応法(H30) フロム排出抑制法改正(R1)		大気汚染防止法改正(R2)	
2025 (R7)				PM2.5、オキシダント対策 持続可能な開発のための目標(SDGs)の達成	適切な鳥獣の保護・管理 生物多様性保全 国立公園の活用	循環型社会と低炭素社会の一体的実現 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	CO2削減 再生可能エネルギーの導入促進 地球温暖化適応策の検討 プラスチックごみの海洋流出防止対策	保管PCBの処理 アスベスト対策		